

令和元年度 静岡県作業療法士会 教育部 MTDLP 委員会

## MTDLP 事例登録の書き方講習会 & MTDLP 事例検討会のご案内

**理念と目標：作業療法士が MTDLP を通して県民の生活に役立て、県民が健康になる。**

- ・対象は、多職種・他団体・OT 会員・県民です。これからは MTDLP を通した推進が出来るようリハ職としての発言や OT としての発言が求められます。今回の事例検討会を通して①地域包括ケアシステムの体制作りにも貢献できる人材育成、②活動と参加の自立支援に向けた人材育成を行います。

**開催日・会場** 令和元年 7月7日(日) 静岡労政会館 5F 展示室

**時間**

8:45～ 受付



### ● MTDLP 事例登録の書き方講習会 <参加費> ¥1000

9:00～10:30

- ・書き方講習会では、H29年6月に東京で行われた MTDLP 全国推進会議での内容を伝達します。  
MTDLP 基礎研修修了者の次のステップとして受講するとよい内容になっています。実際の事例審査員による[生活行為向上マネジメントの流れ]と[事例報告の書き方]の解説を行います。

### ● MTDLP 事例検討会

<参加費>

・聴講は無料

・事例発表者は ¥2000

10:40～12:15

- ・事例発表者 (MTDLP 基礎研修修了者に限ります) **[2名募集します]**
- ・聴講者 (MTDLP 基礎研修 未修了者でも参加は可能です)

リピーター参加も大歓迎です。実践報告を通して MTDLP の流れを勉強していきましょう。

**対象** 令和元年度の日本作業療法士協会費と静岡県士会費納入済みの作業療法士

※未納者の発表・受講は出来ません。

[日本作業療法士協会 研修受講カード]と[県士会費納入済みシール]を確認させていただきます。

**申し込み方法** 県士会ホームページから入力してください。(未納者は不可)

**申し込み締め切り**

●事例発表者の登録：6月14日(金) 正午まで

抄録・資料の提出：6月23日(日) までに尾崎へメール添付

◎書き方講習会・事例検討聴講者の登録：6月30日(日) まで

※印刷の用意がありますので、事前登録への協力を宜しくお願い致します。

**定員** 40名

【問い合わせ・資料添付先】 教育部 MTDLP 委員長 尾崎勝彦 ozakikatsu@yahoo.co.jp

## 《事例発表者は、MTDLP 基礎研修修了者に限ります》

※当日の発表は1人45分（口述発表10分+小グループディスカッション35分）とし、紙面のみで実施します。  
※資料を作成する前に必ず OT 協会ホームページ「生活行為向上マネジメント」バナー内に掲載されている「事例報告書作成の手引き 2.0 版 生活行為向上マネジメント事例」をお読み下さい。

（日本作業療法士協会ホームページ <http://www.jaot.or.jp/wp-content/uploads/2017/08/MTDLP17730.pdf>）

※資料の提出〆切は開催日の2週間前になります。尾崎までメール添付して下さい（送付先は最下部）

資料 A：事例の MTDLP の経過をまとめた抄録・・・A4 1 枚（2 枚でも可）  
《事例タイトル》【基本情報(事例紹介)】【作業療法評価】【介入の基本方針】  
【作業療法計画】【介入経過】【結果】【考察】の項目について文章でまとめて下さい。  
また、本人や家族のニーズも文章に入れるようにして下さい。

資料 B：生活行為向上アセスメント演習シート A4 1 枚

資料 C：生活行為向上プラン演習シート…A4 1 枚

資料 D：生活行為課題分析シート

資料 E：（ある方のみで結構です）経過が分かる作業場面の写真、環境評価などの参考資料

⇒発表者は事例発表の際、対象者から事例発表に関する説明と同意を得て、署名を必ずいただいております。

（日本作業療法士協会ホームページから同意書をダウンロードできます）

⇒発表後、『MTDLP 研修修了証』が日本作業療法士協会より発行されます。

※通所リハにおいて「生活行為向上リハビリテーション実施加算」を算定出来るようになります。

次のステップとして、日本作業療法士協会「事例報告登録制度」の MTDLP 事例登録での合格を目指して下さい。

事例審査の結果、合格となれば「MTDLP 指導者」として認定されます。

★ 生涯教育制度の基礎研修2ポイントに該当します。当日は、生涯教育手帳を忘れずにご持参下さい。

★ 現職者共通研修「10. 事例報告」(旧:新人教育プログラム「症例研究」)を履修したい場合は、事例を抄録にまとめる前に認定作業療法士や基礎研修修了者からアドバイスを受けて下さい。そして、抄録には指導者名を記入して下さい。

## 《聴講者:MTDLP 基礎研修を修了していない方でも参加可能です》

・参加することで生活行為向上マネジメント実践の視点がわかります。

・身障領域のみならず精神・発達・老年・教育・行政等の多くの領域の OT が集まって、生活行為(作業)の展開方法、自立支援に資するマネジメント方法について語り合しましょう。

・生活行為向上マネジメントを実践するための準備、事例報告をするための準備をしましょう。

★ 生涯教育制度の基礎研修2ポイントと事例検討に該当します。当日は、生涯教育手帳を忘れずにご持参下さい。

### 【問合わせ・MTDLP 資料送付先】

教育部 MTDLP 委員長 尾崎勝彦 ozakikatsu@yahoo.co.jp